

南陵・甘木中学校区 学校施設警備業務委託仕様概要

1 委託名称

南陵・甘木中学校区 学校施設警備業務委託(長期継続契約)

2 業務の目的

職員不在の際の不法侵入及び盗難防止並びに火災等異常事態を早期発見するため警備業務を委託し、施設物件の保全を図ることを目的とする。

なお、本仕様書において、朝倉市を発注者、受託業者を受注者とする。

3 警備対象施設

学校	施設	施設延床面積	住所	電話番号
蜷城小学校	校舎	1,916m ²	朝倉市林田 220	0946-22-3011
	給食室	119m ²		
福田小学校	校舎	3,173m ²	朝倉市小田 450	0946-22-2452
	給食室	144m ²		
立石小学校	校舎	7,345m ²	朝倉市頓田 380-1	0946-24-8904
	給食室	253m ²		
馬田小学校	校舎	3,660m ²	朝倉市馬田 1243	0946-22-2570
	給食室	142m ²		
甘木小学校	校舎	6,456m ²	朝倉市甘木 1945	0946-22-2710
	給食室	208m ²		
南陵中学校	校舎	3,516m ²	朝倉市平塚 1519	0946-22-2076
	給食室	232m ²		
	体育館	1,040m ²		
甘木中学校	校舎	5,947m ²	朝倉市堤 1430-1	0946-22-2424
	給食室	376m ²		
	体育館	1,191m ²		

4 委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

5 警備責任時間

機械警備:警備対象施設が無人となり、機械警備を開始した時点(警備装置セット時)から機械警備が解除された時点(警備装置のセット解除時)までとする。

火災監視:24時間(発注者が設置する自動火災報知設備受信機に接続している施設)

6 警備の方式と方法

(1)機械警備とする。

(2)機械警備の監視項目は、防犯及び火災とする。

(3)施設毎に受注者標準の警備機器及び人感センサー等の感知機器類並びに機械警備の開始、解除のための切替スイッチなどの警備機器を取り付けること。なお、警備機器の機種及びその配置方法は、あらかじめ発注者と協議の上、機器配置図を作成し、承諾を受けてから設置するものとする。

(4)受注者は、発注者が設置する自動火災報知設備受信機に警備機器を接続し、火災監視を24時間行うものとする。

(5)警備の操作はカードリーダー等を用いて行い、操作者が判別できる機器で、非接触式としタグ式かICカードを基本とする。

7 警備任務及び緊急時における措置

(1)監視情報異常の早期発見と対応および処置

① 受注者の設置する警報装置の機能

受注者の設置する警報装置は、発注者の警備対象施設で発生した異常事態を指令センター(機械警備基地局)へ自動的に通報する。

② 受注者の指令センター(機械警備基地局)の対応

受注者の指令センター(機械警備基地局)は、警報装置を間断なく監視するとともに警備員との相互連絡を密にし、有事即応の体制を保持するものとする。

③ 警備員の対応

警備装置の発報時にあつては、警備業法第43条の規定により定めた「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則(昭和58年1月13日福岡県公安委員会規則第1号)」第1条に定める、警備対象施設まで25分以内に現場に急行すること。

④ 受注者は遠隔監視、現場確認、定められた緊急連絡先への通報を行うが、設備異常の復旧措置は警備員の可能な程度を限度とし、これを超えるものについては発注者によって行われるものとする。

(2) 事故確認時における緊急連絡先及び関係機関への通報連絡

警備対象施設において盗難、火災等の事故を察知した場合、警備員は直ちに警察、消防等の関係機関に通報するとともに被害拡大の防止に努め、状況に応じて現場保存の措置を取るものとする。

- ① 発注者は、緊急連絡先を受注者に報告するものとする。
- ② 受注者は、業務提供中必要と認めた場合は、時間を問わず緊急連絡先へ連絡するものとする。
- ③ 発注者は、緊急連絡先に変更のある場合は、直ちに受注者に連絡するものとする。

8 警備機器の設置及び工事費

- (1) 警備機器及びこれに付随する一切の設備は受注者が設置し、受注者の所有物とする。
- (2) 警備機器の設置費及び本業務に付随する諸経費は全て受注者の負担とし、委託料に含むものとする。
- (3) 警備機器の設置作業期間は、原則として業務着手日より起算した14日以内とし、発注者受注者協議の上、決定する。なお、警備機器が設置され、正常に稼動するまでの期間については、警備開始から概ね3時間毎に巡回警備を行うこととし、その費用は委託料に含むものとする。
- (4) 契約終了後に警備機器を撤去する場合は、契約解除となった日から15日以内に作業を行い、発注者による検査を受けなければならない。なお、原形に復旧するものとし、撤去に要する費用は、全て受注者の負担とする。
- (5) 警報移送に用いる通信回線は、一般回線または専用回線を利用するものとする。なお、受注者は、発注者が警備対象施設で使用している一般回線が無償で使用することができる。専用回線を利用する場合は、設置費及び本業務に付随する諸経費は全て受注者の負担とする。(ただし、電気使用料を除く。)
- (6) 前年度までの契約業者が落札した場合も警備機器等は一度すべて撤去し再設置するものとする。

9 保守点検

受注者は、設置された警備装置の機能を保全するため、適宜保守・点検を行う。なお、保守点検に要する費用は受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失により警備装置が故障した場合はこの限りでない。

10 損害賠償

受注者は、警備実施中に受注者の過失により、発注者の職員及び財産並びに第三者に損害を与えた場合は、その全てについて受注者が損害賠償責任を負わなければならない。受注者は損害賠償に備え、損害保険等に参加するなどの対策を講じるものとする。ただし、次の事項については免責とする。

- (1)天災地変等その他不可抗力による場合。
- (2)警備機器が正常に作動したにもかかわらず、受注者の責任とならない理由で、通信回線に送信が行われない状態にあったことが原因の場合。
- (3)発注者の責任となる理由により、警備機器が正常に作動しなかった場合。

11 出動料金

緊急時その他の出動料金は、その一切を委託料に含む。

12 委託料以外に発生する費用

- (1)警備信号(警備操作、異常警報、定時通信等)にかかる料金は発注者の負担とする。
- (2)警備機器にかかる電気料金は発注者の負担とする。
- (3)発注者の事情による履行期間中の警備対象施設の増改築や改修、警備範囲の変更等による警備機器の移設、撤去又は増設等の工事にかかる費用は、発注者の負担とする。

13 その他

警備実施上、本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者・受注者協議のうえ、文書により取り決めるものとする。